

様式第一号

法人名 社会医療法人 明和会
所在地 秋田市南通みその町3番15号

医療法人番号				
--------	--	--	--	--

貸借対照表
(令和6年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	6,942,767	I 流動負債	3,496,788
現金及び預金	4,268,656	買掛金	820,586
事業未収金	2,473,117	短期借入金	824,000
たな卸資産	201,697	未払金	714,853
前渡金	49,500	未払費用	12,098
前払費用	9,312	未払法人税等	141
その他の流動資産	8,484	未払消費税等	6,438
貸倒引当金	△ 68,000	1年以内返済長期借入金	512,244
II 固定資産	8,355,232	1年以内返済リース債務	290,987
1 有形固定資産	7,703,361	預り金	51,088
建築物	3,757,041	賞与引当金	257,000
構築物	39,343	その他の流動負債	7,350
医療用器械備品	676,757	II 固定負債	9,257,768
その他の器械備品	131,580	長期借入金	4,336,784
車両及び船舶	778	退職給付引当金	4,216,842
土地	3,097,858	役員退職慰労引当金	15,573
2 無形固定資産	191,466	長期未払金	104,721
地上権	6,677	リース債務	583,846
ソフトウェア	184,465	負債合計	12,754,557
その他の無形固定資産	324	純資産の部	
3 その他の資産	460,404	科目	金額
長期貸付金	392,115	I 積立金	2,543,442
その他長期貸付金	392,115	圧縮積立金	369,636
役員等長期貸付金	30,241	繰越利益積立金	2,173,806
その他の固定資産	44,047		
貸倒引当金	△ 6,000		
資産合計	15,298,000	純資産合計	2,543,442
		負債・純資産合計	15,298,000

様式第二号

法人名 社会医療法人 明和会
 所在地 秋田市南通みその町3番15号

医療法人番号				
--------	--	--	--	--

損 益 計 算 書
 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金	額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		13,550,276
2 事業費用		
(1)事業費	13,629,163	
(2)本部費	372,066	14,001,230
本来業務事業損失		△ 450,953
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		455,225
2 事業費用		631,236
附帯業務事業損失		△ 176,011
事業損失		△ 626,965
II 事業外収益		
受取利息		549
III 事業外費用		
支払利息		131,327
経常損失		△ 757,743
IV 特別損失		
固定資産除却損	1,097	
その他の特別損失	195,436	196,534
税引前当期純損失		△ 954,278
法人税・住民税及び事業税		141
当期純損失		△ 954,420

様式第三号

法人名 社会医療法人 明和会
 所在地 秋田市南通みその町3番15号

医療法人番号				
--------	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額 15,298,000 千円
 2. 負 債 額 12,754,557 千円
 3. 純 資 産 額 2,543,442 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	6,942,767
B 固 定 資 産	8,355,232
C 資 産 合 計 (A+B)	15,298,000
D 負 債 合 計	12,754,557
E 純 資 産 (C-D)	2,543,442

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

重要な会計方針等の記載及び貸借対照表等に関する注記

1 資産の評価基準及び評価方法

・たな卸資産 最終仕入原価法を採用しております。

2 固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産(リース資産を除く)

①平成10年4月1日以降に取得した建物(建物付属設備を除く)及び平成28年4月1日以降に取得した建物付属設備及び構築物
・定額法を採用しております。

②上記以外の有形固定資産(リース資産を除く)
・定率法を採用しております。

○無形固定資産(リース資産を除く)

・定額法を採用しております。

○リース資産

所有権移転外ファイナンスリース

・リース期間を耐用年数とし、残存価額を0とする定額法を採用しております。

3 引当金の計上基準

○貸倒引当金

・売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については法定繰入率を使用し、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

○賞与引当金

・職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当会計年度に帰属する金額を計上しております。

○退職給付引当金

・職員の退職給付に備えるため、当会計年度末における退職給付債務に基づき、当会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、前々会計年度末日の負債総額が200億円未満であることから、簡便法による期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を採用しております。会計基準適用時差異は、15年の定額法により按分した額を費用処理しております。

○役員退職慰労引当金

・役員退職慰労金の支給に備えるため、期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。

4 消費税及び地方消費税の会計処理の方法

①税込方式及び税抜方式の別

・税抜方式で処理しております。

②資産に係る控除対象外消費税等の会計処理の方法

・発生年度の期間費用としております。

5 その他貸借対照表等作成のための基本となる重要な事項

①補助金の会計処理方法

○固定資産の取得に係るもの

・積立金経理により、圧縮記帳しております。

○運営費補助金

・補助対象の費用と対応させるため、事業収益に計上しております。

6 担保に供されている資産に関する事項

以下の資産は、短期借入金824,000千円、長期借入金4,333,828千円の担保に供しています。

建物	3,053,515千円
土地	1,832,763千円
計	4,886,278千円

7 その他医療法人の財政状態又は損益の状況を明らかにするために必要な事項

①基本財産

(単位:千円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
中通総合病院 新築事業基金	31,097	0	0	31,097

②賃貸借処理をしたファイナンスリース取引

(単位:千円)

科目	リース料総額	未経過リース料
ソフトウェア	53,951	29,949
医療用器械備品	160,314	91,813
その他の器械備品	65,382	39,842
車両及び船舶	7,290	3,662
計	286,937	165,266

③退職給付に係る会計基準の適用時差異の未処理残高及び処理年数

・未処理残高

(単位:千円)

	前期末残高	当期費用処理額	当期末未処理残高
未処理残高	1,954,368	195,436	1,758,932

・処理年数 15年

④有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次の通りです。

(単位:千円)

資産の種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
建物	12,319,203	8,562,162	3,757,041
構築物	319,798	280,454	39,343
医療用器械備品	1,384,884	1,276,931	107,952
その他の器械備品	558,718	506,117	52,601
車両及び船舶	13,868	13,471	397
合計	14,596,471	10,639,135	3,957,334

⑤リース資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

リース資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は次の通りです。

(単位:千円)

資産の種類	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
リース医療用器械備品	1,388,221	819,416	568,805
リースその他の器械備品	217,792	138,813	78,979
リース車両及び船舶	78,063	77,682	381
合計	1,684,076	1,035,911	648,165

⑥補助金の内訳、交付者、貸借対照表への影響額

(単位:千円)

内訳	交付者	補助金額	貸借対照表への影響額 未収金計上分
新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関 病床確保支援補助金 (令和5年3月～令和5年9月分)	秋田県	150,924	
医療施設等物価高騰対策支援金	秋田県	25,603	
救急医療対策運営費補助金	秋田県	23,238	23,238
病児保育事業費補助金	秋田市	12,134	12,134
救急医療支援事業費補助金	秋田市	11,619	11,619
臨床研修費等補助金	秋田県	9,333	
病院群輪番制病院運営費補助金	秋田県	8,241	4,092
がん診療機能等強化事業補助金	秋田県	7,884	7,884
省エネルギー化支援事業費補助金	秋田県	6,000	
医療施設食材料費高騰対策支援金	秋田県	4,633	
オンライン資格確認関係補助金	支払基金	3,305	
若手医師研修病院支援事業費補助金	秋田県	2,400	2,400
病院内保育所運営補助金	秋田県	1,794	1,794
電力等価格高騰対策支援事業費補助金	秋田県	1,738	
その他		4,789	1,749
合計		273,635	64,910

監事監査報告書

社会医療法人 明 和 会
理事長 小 林 仁 殿

私は、社会医療法人明和会の令和 5 会計年度(令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで)の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6 年 5 月 9 日

社会医療法人 明和会

監事

高橋 真




独立監査人の監査報告書

令和6年5月16日

社会医療法人 明和会
理事会 御中

中田公認会計士事務所
東京都渋谷区

公認会計士

中田ちず子 

監査意見

私は、医療法第51条第5項の規定に基づき、社会医療法人明和会の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第66期会計年度の貸借対照表、損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びに財産目録（以下「計算書類」という。）について監査を行った。

私は、上記の計算書類が、全ての重要な点において厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して作成されているものと認める。

監査意見の根拠

私は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私の責任は、「計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書、関係事業者との取引の状況に関する報告書、純資産変動計算書及び附属明細表である。その他の記載内容は、この監査報告書の日付より後に私に提供されることが予定されている。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私の計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類の監査における私の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類又は私が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

計算書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠して計算書類を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類を作成するに当たり、理事者は、継続事業の前提に基づき計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、厚生労働省令第95号（平成28年4月20日）において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に基づいて継続事業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続事業を前提として計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続事業の前提に重要な疑義を生じ

させるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続事業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類の注記事項が適切でない場合は、計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続事業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類の表示及び注記事項が厚生労働省令第95号(平成28年4月20日)において定められた医療法人会計基準及びこれに関連する医政局通知等に準拠しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

法人と私との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

様式1

事業報告書
(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 社会医療法人 明和会
 ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
 ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
その他
 ③ 基金制度採用 基金制度不採用
 注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。
 (会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 秋田県秋田市南通みその町3番15号
 注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和33年4月28日

(4) 設立登記年月日 昭和33年5月13日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
会長・評議員	佐藤 知	
理事長・評議員	小林 仁	
専務理事・評議員	挽野 仁	
常務理事・評議員	奥山 慎	中通総合病院管理者
理事・評議員	大内 真吾	
同	小貫 渉	中通リハビリテーション病院管理者
同	菊池 友幸	港北中通診療所管理者
同	斉藤 比登志	大曲中通歯科診療所管理者
同	佐藤 幸美	大曲中通病院管理者
同	菅原 厚	ふき健診クリニック管理者
同	千馬 誠悦	
同	田中 雄一	
同	千葉 司	
同	戸田 昌宏	

同	中島友宏	
同	原田久美子	中通歯科診療所管理者
同	宮形滋	中通健康クリニック管理者
監事	高橋真一	
同	吉岡睦	
評議員	穂積志	秋田市長
同	小泉ひろみ	秋田県医師会会長
同	湊元志	秋田市医師会会長
同	三浦俊一	大曲仙北医師会会長
同	三浦廣巳	秋田県社会福祉協議会会長・秋田県共同募金会会長
同	黒崎義雄	秋田市社会福祉協議会会長
同	三浦喜美子	秋田市民生児童委員協議会会長
同	佐藤力	大仙市社会福祉協議会会長
同	石田常盤	大仙市民生児童委員協議会会長
同	辻良之	秋田商工会議所会頭
同	齋藤靖	大曲商工会議所会頭
同	湊屋隆夫	秋田銀行相談役
同	伊藤新	北都銀行代表取締役頭取
同	渡邊綱平	秋田中央交通株式会社代表取締役社長
同	小笠原孝史	東北電力株式会社執行役員秋田支店長
同	三戸俊信	秋田市南通商店街振興組合理事長
同	進藤政弘	秋田市民市場理事長
同	木山二郎	秋田市中通中央地区町内会連合会会長
同	近藤鍊太郎	大仙市大曲上栄町町内会会長
同	赤坂薫	弁護士
同	藤澤孝則	税理士

- 注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
2. 理事の備考覧に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者であることを記載すること。（医療法第46条の5第6項参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	開設場所	許可病床数
病院	中通総合病院	秋田県秋田市南通みその町3番15号	一般病床450床
	中通リハビリテーション病院	秋田県秋田市中通六丁目1番58号	療養病床220床 〔医療保険220床〕
	大曲中通病院	秋田県大仙市大曲上栄町6番4号	一般病床 60床 療養病床 46床 〔医療保険46床〕
診療所	港北中通診療所	秋田県秋田市土崎港北六丁目1番5号	
	前郷中通診療所	秋田県秋田市豊岩豊巻字大日沢2番地	
	畑谷中通診療所	秋田県秋田市河辺畑谷字中村74番地2	
	神代中通診療所	秋田県仙北市田沢湖卒田字早稲田425番1号	
	小山中通診療所	秋田県秋田市豊岩小山字神田4番地	
	中通歯科診療所	秋田県秋田市中通六丁目1番58号	
	大曲中通歯科診療所	秋田県大仙市大曲上栄町4番3号	
	中通健康クリニック	秋田県秋田市南通みその町4番17号	
	ふき健診クリニック	秋田県秋田市仁井田潟中町2番41号	
介護老人 保健施設	-	-	

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を〔 〕書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
中通高等看護学院	秋田県秋田市榑山登町3番18号	定款第5条（1）
中通訪問看護ステーション	秋田県秋田市中通五丁目9番22号	定款第5条（2）
大曲訪問看護ステーション	秋田県大仙市大曲上栄町4番3号	定款第5条（3）
南通ホームヘルパーステーション	秋田県秋田市中通六丁目14番18号	定款第5条 （5）～（8）
割山ホームヘルパーステーション	秋田県秋田市新屋勝平町3番21号	〃
港北ホームヘルパーステーション	秋田県秋田市土崎港北六丁目1番5号	〃
手形ホームヘルパーステーション	秋田県秋田市手形字十七流10番11号	〃
大曲ホームヘルパーステーション	秋田県大仙市大曲上栄町4番3号	〃
仁井田ホームヘルパーステーション	秋田県秋田市仁井田新田三丁目1番15号	〃
南通在宅介護支援センター	秋田県秋田市中通六丁目14番18号	定款第5条（4）
大曲訪問看護ステーション 介護支援センター	秋田県大仙市大曲上栄町4番3号	定款第5条（9）
中通ケアプランセンター	秋田県秋田市中通五丁目9番22号	〃

- (3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）
なし
- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項
令和5年5月25日 令和4年度決算の承認
利益金の処分
理事および監事の選任
令和5年10月10日 理事の退任ならびに選任
令和5年12月14日 理事の辞任
令和6年3月28日 令和6年度事業計画及び収支予算の決定
令和6年度中の借入金額の最高限度額の決定
定款の変更
- (5) 当該会計年度内に発行した医療機関債
なし
- (6) 当該会計年度内に購入した医療機関債
なし
- (7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設
なし
- (8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容
なし
- (9) その他
当該会計年度内に行われた工事
中通総合病院 外壁補修工事、冷温水発生機分解整備 他

医療機器の購入又はリース契約
超音波診断装置、血管撮影装置、多用途透析用監視装置 他リース契約

診療科の新設又は廃止
なし